相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市字名倉四〇番地二、最後の住所東京都足立区千住一丁目一番九―二〇一号　被相続人　亡　木村　和雅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二日

事務所東京都港区西新橋一丁目一八番一四号第二須賀ビル五階ねもと法律事務所　相続財産管理人　弁護士　吉田　忠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区南千住六丁目一七五番地、最後の住所東京都荒川区南千住六丁目四六番一三号　被相続人　亡　湯川　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二日

東京都港区虎ノ門一丁目五番六号朝陽ビル三階　相続財産管理人弁護士　鬼丸かおる

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県藤枝市天王町一丁目六八四番地、最後の住所静岡県藤枝市五十海二丁目七番一七号　被相続人　亡　池谷　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二日

事務所静岡県藤枝市岡出山一丁目七番一号ドエル山川一階　相続財産管理人　早川　清人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区水道町七二番地、最後の住所静岡市駿河区有明町一一番一号　被相続人　亡　下山　俊夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二日

静岡市葵区馬場町四三―一　静岡法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大多和　暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府中央区谷町七丁目四五番地、最後の住所三重県伊賀市下川原八七〇番地の一　被相続人　亡　井上　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二日

三重県津市栄町二―一八―二　きりん第七ビル四階　角谷法律事務所　相続財産管理人　弁護士　角谷　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西区江戸堀一丁目四二番地、最後の住所大阪府高石市取石五丁目八番一五号　被相続人　亡　小林　**譲爾**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二日

大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階　相続財産管理人弁護士　野田　英二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府河内長野市上田町一三五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　宮浦　茂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二日

大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館ビル六階　相続財産管理人弁護士　田城　譲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府和泉市和気町二丁目四三〇番地二、最後の住所大阪府和泉市和気町二丁目三番四―一三一〇号　被相続人　亡　川村　秀幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二日

大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館九階　相続財産管理人弁護士　新宅　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県小野市住吉町五五四番地一、最後の住所兵庫県小野市住吉町五五四番地一　被相続人　亡　田中　隆子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二日

兵庫県丹波市氷上町井中四一六番地二　相続財産管理人　足立　安弘

無縁墳墓等改葬公告

寶勝寺墓地整備のため、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十二年九月二日

一　墳墓等所在地　横浜市磯子区氷取沢町一二六番地

一　墳墓等の名称　宗教法人寶勝寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳山崎松太郎、本籍及び氏名不詳二名

一　改葬を行おうとする者　横浜市磯子区氷取沢町一二六番地　宗教法人寶勝寺　代表役員　古河　義春

無縁墳墓等改葬公告

適正な霊園管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十二年九月二日

一　墳墓等所在地　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二

一　墳墓等の名称　冨士霊園

一　墳墓等の改葬を行おうとする者　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二　財団法人冨士霊園

一　区一号〇三五六番　大石家、一区七号〇六一八番　梁家、十三区二号一七一〇番　呉本家、二区一号〇八五六番　佐藤家

一　死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳　一区一号〇三五六番　大石多聞、大石康子　一区七号〇六一八番　梁善**媄**　十三区二号一七一〇番　金永婉　二区一号〇八五六番　佐藤信一、佐藤ゑなじ

一　改葬を行おうとする者　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二　財団法人冨士霊園

第26期決算公告

平成22年9月2日

秋田県横手市平鹿町醍醐字下油川76番地1

株式会社住建

代表取締役　齋藤　純司

貸借対照表の要旨　（平成22年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	119,106	流動負債	96,959
固定資産	25,134	負債合計	19,783
繰延資産	630	株主資本	28,128
		資本金	10,000
		利益剰余金	18,128
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	15,628
		別途積立金	29,000
		繰越利益剰余金	△13,372
		（うち当期純利益）	（1,536）
資産合計	144,870	負債・純資産合計	144,870